

株 主 各 位

大阪市鶴見区茨田大宮三丁目1番7号

ダイトケミックス株式会社

代表取締役 二 宮 榮 規

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り有難くお礼申しあげます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日(火曜日)午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市中央区城見二丁目1番61号
ツイン21 MIDタワー20階 第8会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権行使をされる場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daitochemix.co.jp/corp/corp/profil/profil.htm>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和策、米国経済の回復の効果もあり、企業収益や雇用情勢の改善、株式相場の上昇など景気回復基調で推移しているものの、円安の進行などによる原材料およびエネルギーコストの上昇、消費税引き上げによる駆け込み需要の反動減の長期化、中国の景気減速、新興国経済の成長鈍化、地政学リスクの高まりなどによる世界経済の減速懸念があり、依然として不安定な状況で推移いたしました。

当社グループの化成品事業に関連する半導体業界、フラットパネルディスプレイ業界では、市場が緩やかな回復傾向にあり、スマートフォンや車載機器向けの半導体、フラットパネルディスプレイの需要が増加したため、全般的に需要は堅調に推移いたしました。

写真業界では、引き続き銀塩材料は減少傾向にありますが、インスタント写真用材料の回復は見られました。

医薬品業界では、特許切れや後発医薬品拡大という環境は続き、また、研究開発費の高騰によるテーマの絞り込みなどにより新薬の開発品目数は減少傾向にあります。

環境関連事業に関連する業界では、製造業の国内生産量が回復傾向にあり、産業廃棄物の発生量は増加傾向にあります。また、産業廃棄物のリユース、リサイクルへの関心はさらに強くなっております。

このような環境のもとで当社グループは、営業活動やコスト削減活動に全力をあげるとともに、企業体質の強化に努めてまいりました。また、先端の半導体用感光性材料、フラットパネルディスプレイ周辺材料、機能性材料、医薬中間体の新製品開発、廃棄物処理、リサイクルの特殊技術開発などに積極的に取り組みました。その結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比6.4%増の92億16百万円となりました。経常利益は、経費の削減や生産性の向上に鋭意取り組んだことにより4億20百万円（前連結会計年度比51.9%増）となりました。当期純利益は、3億65百万円（前連結会計年度比35.8%増）となりました。

[セグメント別の概況]

化成品事業

当事業の売上高は、前連結会計年度比5.4%増の77億52百万円となりました。

① 感光性材料及び印刷材料

半導体用感光性材料につきましては、需要が堅調に推移し販売数量、売上高ともに増加いたしました。フラットパネルディスプレイ周辺材料につきましても、感光性材料および周辺材料の需要が伸びたことから、販売数量、売上高ともに増加いたしました。

この結果、感光性材料及び印刷材料の売上高は、前連結会計年度比13.3%増の58億81百万円となりました。

② 写真材料及び記録材料

写真材料につきましては、インスタント写真用材料の需要は好調に推移しましたが、デジタル化の影響のもと、その他の材料の需要の減少は続き、販売数量、売上高ともに減少いたしました。イメージング材料につきましても、製品需要の低迷により販売数量、売上高ともに減少いたしました。

この結果、写真材料及び記録材料の売上高は、前連結会計年度比19.5%減の10億11百万円となりました。

③ 医薬中間体

医薬中間体につきましては、新製品の需要が伸び、また、国内の顧客向け開発品の増加はありましたが、主力製品の需要が減少し、販売数量、売上高ともに減少いたしました。

この結果、医薬中間体の売上高は、前連結会計年度比2.8%減の7億80百万円となりました。

④ その他化成品

新製品の試作などもありましたが、架橋剤など全体的に需要は減少し、販売数量、売上高ともに減少いたしました。

この結果、その他化成品の売上高は、前連結会計年度比22.9%減の78百万円となりました。

環境関連事業

当事業の売上高は、前連結会計年度比11.6%増の14億64百万円となりました。

産業廃棄物処理分野につきましては、主要取引先の国内生産が回復したことにより産業廃棄物の発生量が増加したため、受託量、売上高ともに増加いたしました。化学品リサイクル分野につきましても、電子部品関連業者からの受託量の増加があり、売上高は増加いたしました。

事業部門別の状況は、次のとおりであります。

区 分	売上高 (百万円)	構 成 比 (%)	前連結会計年度比 増 減 率 (%)
化 成 品 事 業	7,752	84.1	5.4
環 境 関 連 事 業	1,464	15.9	11.6
計	9,216	100.0	6.4

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は1億43百万円となりました。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

化成製品事業

当社静岡工場

排水処理設備

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

化成製品事業

当社福井工場

遊休資産を売却

(3) 資金調達の状況

設備資金などの所要資金は、自己資金および金融機関からの借入金により賄いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (平成24年3月期)	第 67 期 (平成25年3月期)	第 68 期 (平成26年3月期)	第 69 期 (当連結会計年度 平成27年3月期)
売 上 高(百万円)	11,462	8,411	8,665	9,216
当 期 純 利 益 (△純損失)(百万円)	169	△1,379	269	365
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	15.68	△128.32	25.05	34.04
総 資 産 額 (純 資 産) (百万円)	14,071 (9,247)	12,483 (8,062)	12,429 (8,423)	12,992 (8,967)

(注) 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均株式数により算出しております。なお、期中平均株式数については、自己株式数を控除した株式数を用いております。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、景気回復基調で推移しているものの、円安による原材料およびエネルギーコストなどの上昇、ならびに米国の金融政策正常化の影響、原油価格下落の影響、中国やその他新興国経済の成長鈍化、地政学的リスクの高まりなどによる世界経済の減速懸念があり、先行き不透明な状況が続くものと考えております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、一段の厳しさが予測されますが、広く社会に必要とされる半導体用材料やフラットパネルディスプレイ周辺材料、医薬中間体を安定的に供給してまいります。

その中で当社グループは、企業理念「快適でより豊かな社会づくりを合言葉に一步先をゆくスペシャリティ・ファインケミカルメーカーを目指します」のもと、「新製品開発のスピードアップ」、「グループシナジー効果の最大限の発揮」、「徹底したコスト削減」をキーワードに、新製品開発に邁進し売上の拡大を図るとともに、グループ関連会社の活用も行い、現有品売上の追求、海外市場への展開、新規顧客との連携、コスト削減に注力し企業体質の強化を図ってまいります。

「新製品開発のスピードアップ」につきましては、化成品事業では顧客の要望に迅速にお応えする研究・生産体制の強化を行ってまいります。環境関連事業では、特殊技術を必要とする産業廃棄物の処理やリサイクル事業を強化することにより競争力を高め、岸和田工場、明石工場の事業拡大を図ってまいります。

「グループシナジー効果の最大限の発揮」につきましては、グループ会社全体の連携強化により、価格競争力を一層強化し、当社製品の国内および海外市場での優位性を確立してまいります。

「徹底したコスト削減」につきましては、原料のグローバルな調達、生産性の向上、固定費の削減を図り、一層の原価低減を進めてまいります。

当社グループは引き続き、事業展開にあたり、コンプライアンス経営を基本において事業を推進してまいります。環境保護につきましては、4R (Refuse, Reduce, Reuse, Recycle) 活動をグループ一丸となって積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
日本エコロジー株式会社	百万円 200	% 100.0	産業廃棄物の処理および化学品のリサイクル 製造・物流・事務等の業務請負、 没食子酸誘導体の製造販売
ディー・エス・エス株式会社	12	100.0	

(注) 連結ベースでの売上高は、92億16百万円（前連結会計年度比6.4%増）、当期純利益は3億65百万円（前連結会計年度比35.8%増）であります。

- ③ その他の重要な企業結合の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
DAITO-KISCO Corporation	百万ウォン 8,000	% 50.0	感光性材料の製造販売

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
化成産品事業	感光性材料、写真材料、医薬中間体、印刷材料、記録材料、その他化成産品の製造販売
環境関連事業	産業廃棄物の処理および化学品のリサイクル

(8) 主要な営業所および工場

会社名	所在地
当社	本社：大阪市鶴見区、東京オフィス：東京都中央区 技術開発センター：大阪府大東市 静岡工場：静岡県掛川市、福井工場：福井県福井市
日本エコロジー株式会社	本社：大阪市都島区、大阪工場：大阪市鶴見区 岸和田工場：大阪府岸和田市、明石工場：兵庫県明石市、 大阪営業所：大阪市都島区
ディー・エス・エス株式会社	本社：大阪市鶴見区

(9) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
246名	(減) 9名

(注) 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減数
186名	(減) 7名

(注) 従業員数には、臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	1,305
株式会社商工組合中央金庫	277
株式会社三菱東京UFJ銀行	208
日本生命保険相互会社	195
株式会社南都銀行	190

(注) 上記金額には、社債(私募債)の未償還額を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項(平成27年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 47,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,400,000株(自己株式655,796株を含む)
- (3) 株主数 1,015名
- (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
ダイトケミックス社員持株会	525	4.89
東京応化工業株式会社	522	4.86
日本生命保険相互会社	499	4.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	482	4.49
竹中一雄	475	4.42
ダイトケミックス取引先持株会	443	4.12
富士フイルム株式会社	439	4.09
株式会社三井住友銀行	371	3.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	262	2.44
日本精化株式会社	201	1.87

(注) 1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
二宮 榮規	代表取締役執行役員社長	
永松 真一	取締役常務執行役員 管理部担当	
根津 欽一郎	取締役執行役員 営業部・資材部担当	
永田 晃司	取締役執行役員 工場担当	
佐京 豊治	常勤監査役	
草尾 光一	監査役	草尾法律事務所弁護士
飯田 健一	監査役	飯田会計事務所公認会計士・税理士 横山製薬株式会社社外監査役 株式会社セカンドオフィス社外監査役 株式会社タカチホ社外監査役 勝英電機株式会社社外監査役 関西超硬合金株式会社社外監査役

- (注) 1. 監査役草尾光一氏および飯田健一氏は、社外監査役であります。
2. 当社は監査役草尾光一氏および飯田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役飯田健一氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中の地位・担当等の異動状況は、次のとおりであります。
- ・平成26年6月25日付をもって、永松真一は、取締役執行役員 管理部担当から取締役常務執行役員 管理部担当になりました。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員 (名)	支給額 (百万円)
取	締 役	4	52
監	査 役	3	19
合	計	7	71

- (注) 1. 当事業年度末現在の役員の人数は、取締役4名、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。
2. 監査役の支給額には、社外監査役2名に対する報酬等の総額7百万円が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は、平成14年6月25日開催の第56期定時株主総会決議において月額11百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月25日開催の第50期定時株主総会決議において月額6百万円以内と決議いただいております。
5. 役員退職慰労金制度につきましては、平成25年6月25日開催の第67期定時株主総会最終の時をもって廃止いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

監査役 草尾 光一

① 重要な兼務先と当社との関係

当社は、草尾法律事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会に出席した際は必要の都度、法律家としての立場から発言されました。当事業年度に開催した取締役会への出席は12回中12回でありました。また監査役会への出席は14回中14回でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度としております。

監査役 飯田 健一

① 重要な兼務先と当社との関係

当社は、飯田会計事務所、横山製薬株式会社、株式会社セカンドオフィス、株式会社タカチホ、勝英電機株式会社および関西超硬合金株式会社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会に出席した際は必要の都度、公認会計士、税理士としての立場から発言されました。当事業年度に開催した取締役会への出席は12回中12回でありました。また監査役会への出席は14回中14回でありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度としております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成27年6月24日開催予定の第69期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	18

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理・法令遵守・リスク管理規程を制定し、役員・社員の行動規範となるコンプライアンス基準を策定しており、それに基づく企業行動、社員行動の徹底を推進している。あわせて、企業倫理・法令遵守・リスク管理委員会を設置しており、社内に窓口を設けた内部者通報制度等の有効活用により企業倫理・法令の遵守を推進するとともに、各部門の職務執行を監査するために執行役員社長直轄の監査室による内部監査体制をとっている。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る重要な文書は、文書管理規程に従って適切に保存および管理をしている。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門が主体となり、事業活動に関する諸種のリスク管理を行うことを基本に、リスクの最小化を図っている。

不測の事態が発生した場合には、執行役員社長あるいは事業所長を本部長とする対策本部を設置し、損害を最小限にとどめる体制をとっている。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

職務の意思決定・監督機能と職務の執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するために、執行役員制を導入している。

取締役会は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定期的に毎月1回開催している。

また、経営効率を向上させるため、経営会議や部長会などの社内会議体を設け、その会議の目的に合わせた効率的な会議運営を行っている。

- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社管理規程に従って子会社を適正に管理するとともに、子会社に対しても、企業倫理・法令遵守・リスク管理規程、コンプライアンス基準を適用して、それにもとづく企業行動、社員行動の徹底を図っている。

また、監査室が子会社に対しても、職務執行状況を監査して、企業集団の業務適正を確保している。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、および使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、遅滞なく対応するとともに、その職務を遂行するために十分な体制を構築する。

また、監査役の職務を補助すべき使用人の処遇については、監査役会と協議して行うものとする。

- (7) 取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、監査役出席のもと、定期的に毎月1回開催しており、取締役および執行役員から業務報告を実施している。常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議体である経営会議、部長会にも出席して、業務報告を受けることができる体制をとっている。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査室は、監査役と連携を図り、各部門・子会社等への内部監査を行っている。

代表取締役は、監査役または監査役会と情報交換を緊密にして、意思疎通を図っている。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 株式会社の現況に関する重要な事項

船舶火災による訴訟に関する件

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等（以下、「原告ら」）が当社を被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

平成25年5月27日に東京地方裁判所にて原告らの請求を棄却する判決が下されましたが、平成26年10月29日に第二審の東京高等裁判所では、当社に対して約11億22百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員を支払えという判決がなされました。当社としましては、本判決は承服しがたいものであり、当社の主張の正当性が認められるべく平成26年11月5日に最高裁判所へ上告いたしました。

当社は、当社製品について、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、本訴訟の最終帰結につき予測することはできません。

また、原告らは当該船舶火災に関して、当社製品を海外に輸出した商社を被告として、当社に対するものと同じ内容の損害賠償請求訴訟等を提起しています。当該訴訟においては、平成22年7月に第一審の東京地方裁判所の判決で原告らの請求が棄却されましたが、平成25年2月に第二審の東京高等裁判所では、被告の商社に対して約8億86百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員を支払えという判決がなされ、商社が上告し現在最高裁判所で係争中です。

なお、商社は当社と商社の間の法的責任関係を明らかにするため、当社に対し平成26年9月12日に約13億38百万円およびこれに対する平成26年9月12日から支払済まで年6分の割合による金員を請求する訴訟を提起しています。

このため、今後の訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点において当社の損失額を合理的に見積もることはできない状況であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,598	流 動 負 債	2,064
現金及び預金	1,313	支払手形及び買掛金	630
受取手形及び売掛金	1,984	1年内償還予定の社債	196
商品及び製品	746	短期借入金	100
仕掛品	1,014	1年内返済予定の長期借入金	310
原材料及び貯蔵品	440	未払法人税等	30
繰延税金資産	5	賞与引当金	183
その他	92	その他	612
固 定 資 産	7,394	固 定 負 債	1,960
有 形 固 定 資 産	5,149	社 債	796
建物及び構築物	1,729	長期借入金	771
機械装置及び運搬具	367	繰延税金負債	318
工具器具及び備品	44	役員退職慰労引当金	20
土地	2,990	退職給付に係る負債	10
建設仮勘定	17	その他	42
無 形 固 定 資 産	9	負 債 合 計	4,024
ソフトウェア	9	(純 資 産 の 部)	
投 資 其 他 の 資 産	2,234	株 主 資 本	8,347
投資有価証券	1,763	資 本 金	2,901
長期貸付金	1	資 本 剰 余 金	4,421
繰延税金資産	27	利 益 剰 余 金	1,376
退職給付に係る資産	347	自 己 株 式	△351
その他	95	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	620
資 産 合 計	12,992	その他有価証券評価差額金	501
		繰延ヘッジ損益	0
		為替換算調整勘定	117
		純 資 産 合 計	8,967
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	12,992

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		9,216
売 上 原 価		8,075
売 上 総 利 益		1,140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		747
営 業 利 益		393
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	22	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	52	
為 替 差 益	15	
不 動 産 賃 貸 料	12	
雑 収 入	18	121
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
た な 卸 資 産 処 分 損	12	
訴 訟 関 連 費 用	18	
雑 損 失	20	94
経 常 利 益		420
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	22
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2	
支 払 補 償 費	29	32
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		410
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	36	
法 人 税 等 調 整 額	8	44
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		365
当 期 純 利 益		365

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成26年4月1日 期首残高	2,901	4,421	1,031	△350	8,003
会計方針の変更による 累積的影響額			1		1
会計方針の変更を反映した 平成26年4月1日期首残高	2,901	4,421	1,032	△350	8,004
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△21		△21
当期純利益			365		365
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	344	△1	343
平成27年3月31日 期末残高	2,901	4,421	1,376	△351	8,347

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替 調整 勘定	その他の包括利 益累計額合計	
平成26年4月1日 期首残高	337	0	81	420	8,423
会計方針の変更による 累積的影響額					1
会計方針の変更を反映した 平成26年4月1日期首残高	337	0	81	420	8,425
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△21
当期純利益					365
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	163	△0	35	199	199
連結会計年度中の変動額合計	163	△0	35	199	542
平成27年3月31日 期末残高	501	0	117	620	8,967

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
 - 連結子会社の数 2社
 - 子会社すべてを連結しています。
 - 連結子会社名
 - 日本エコロジー株式会社、ディー・エス・エス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
 - 持分法適用の関連会社数 1社
 - 会社名
 - DAITO-KISCO Corporation
3. 連結子会社等の決算日等に関する事項
 - 連結子会社等の決算日は、DAITO-KISCO Corporationを除き、すべて連結決算日と一致しております。DAITO-KISCO Corporationの決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に重要な取引が生じた場合には、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法
 - ① 有価証券
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの
 - 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法によっております。
 - ② デリバティブ
 - 時価法によっております。
 - ③ たな卸資産
 - 通常の販売目的で保有するたな卸資産
 - 主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)によっております。
 - (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 主として、定率法によっております。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	6～60年
機械装置及び運搬具	3～10年
工具器具及び備品	2～20年
 - ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法によっております。
 - ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
 - ③ リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
当社および国内連結子会社は、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
当社および国内連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。
 - ③ 役員賞与引当金
当社および国内連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。なお、当連結会計年度においては引当金を計上しておりません。
 - ④ 役員退職慰労引当金
国内連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理の方法
数理計算上の差異については、発生時の連結会計年度末に全額を費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
- 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、持分法適用の在外関連会社の資産および負債は、在外関連会社の決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建債務および外貨建の予定取引
 - ③ ヘッジ方針
社内規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替予約を行っております。為替予約については、実需の範囲内で行うこととしております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
- (7) のれんの償却方法および償却期間
- のれんの償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法により償却しております。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度に全額償却しております。
- (8) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - ② 連結納税制度の適用
当社および国内連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更したほか、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が2百万円増加し、利益剰余金が1百万円増加しております。なお、これによる当連結会計年度の損益、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

有形固定資産	3,423百万円
投資有価証券	824百万円
計	4,248百万円
上記に対応する債務	
長期借入金	805百万円
(1年内返済予定分を含む)	

2. 有形固定資産の減価償却累計額

26,246百万円

3. 偶発債務

船舶火災による訴訟の件

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等(以下、「原告ら」)が当社を被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

平成25年5月27日に東京地方裁判所にて原告らの請求を棄却する判決が下されましたが、平成26年10月29日に第二審の東京高等裁判所では、当社に対して約11億22百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員を支払えという判決がなされました。当社としましては、本判決は承服しがたいものであり、当社の主張の正当性が認められるべく平成26年11月5日に最高裁判所へ上告いたしました。

当社は、当社製品について、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、本訴訟の最終帰結につき予測することはできません。

また、原告らは当該船舶火災に関して、当社製品を海外に輸出した商社を被告として、当社に対するものと同じ内容の損害賠償請求訴訟等を提起しています。当該訴訟においては、平成22年7月に第一審の東京地方裁判所の判決で原告らの請求が棄却されましたが、平成25年2月に第二審の東京高等裁判所では、被告の商社に対して約8億86百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員を支払えという判決がなされ、商社が上告し現在最高裁判所で係争中です。

なお、商社は当社と商社の間の法的責任関係を明らかにするため、当社に対し平成26年9月12日に約13億38百万円およびこれに対する平成26年9月12日から支払済まで年6分の割合による金員を請求する訴訟を提起しています。

このため、今後の訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点において当社の損失額を合理的に見積もることはできない状況であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類および総数
普通株式 11,400,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	21	2	平成26年3月31日	平成26年6月26日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会 予定	普通株式	32	利益剰余金	3	平成27年3月31日	平成27年6月25日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入および社債の発行による方針であります。

- (2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を毎年把握する体制をとり、リスク低減を図っております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期ごとに上場株式は時価の把握、その他は発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、定例報告等によって取締役会に報告しております。

短期借入金は、主に営業取引に係る運転資金の調達であります。長期借入金および社債は、主に設備投資に係る資金調達であり、返済日および償還日は最長で決算日後7年です。金利の変動リスクに関しては、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別の契約ごとに原則固定金利での契約を利用しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,313	1,313	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,984	1,984	—
(3) 投資有価証券	1,310	1,310	—
資 産 計	4,608	4,608	—
(1) 短期借入金	100	100	—
(2) 社債	993	988	△4
(3) 長期借入金	1,082	1,077	△5
負 債 計	2,175	2,165	△9

（注）1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金および(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金は、短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内償還予定の社債（196百万円）を含めて記載しております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

なお、1年内返済予定の長期借入金（310百万円）を含めて記載しております。

（注）2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額49百万円）および関連会社株式（連結貸借対照表計上額403百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 834円66銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 34円04銭 |

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,223	流動負債	1,685
現金及び預金	1,222	買掛金	610
売掛金	1,665	1年内償還予定の社債	196
商品及び製品	716	1年内返済予定の長期借入金	210
仕掛品	1,020	未払金	226
原材料及び貯蔵品	412	未払費用	68
前払費用	11	未払消費税等	80
短期貸付金	101	未払法人税等	29
その他	72	賞与引当金	130
固定資産	6,972	その他	131
有形固定資産	3,196	固定負債	1,699
建物	772	社債	796
構築物	154	長期借入金	546
機械及び装置	340	長期未払金	37
車両及び運搬具	1	繰延税金負債	318
工具器具及び備品	35	負債合計	3,385
土地	1,875	(純資産の部)	
建設仮勘定	17	株主資本	8,308
無形固定資産	9	資本金	2,901
ソフトウェア	9	資本剰余金	4,421
投資その他の資産	3,765	資本準備金	4,421
投資有価証券	1,359	利益剰余金	1,337
関係会社株式	581	利益準備金	245
長期貸付金	1,400	その他利益剰余金	1,091
長期前払費用	12	別途積立金	368
その他	412	繰越利益剰余金	723
資産合計	12,196	自己株式	△351
		評価・換算差額等	502
		その他有価証券評価差額金	501
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	8,810
		負債及び純資産合計	12,196

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金	額
売 上 高		7,678
売 上 原 価		6,917
売 上 総 利 益		760
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		573
営 業 利 益		187
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	46	
受 取 配 当 金	22	
為 替 差 益	15	
雑 収 入	42	126
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
社 債 利 息	9	
た な 卸 資 産 処 分 損	12	
訴 訟 関 連 費 用	18	
雑 損 失	18	79
経 常 利 益		234
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	22
特 別 損 失		
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2	
子 会 社 債 権 放 棄 損	42	
支 払 補 償 費	29	74
税 引 前 当 期 純 利 益		181
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△15	
法 人 税 等 調 整 額	△7	△22
当 期 純 利 益		204

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本計 合
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				利益剰余金計 合		
			利益準備金	その他利益剰余金		繰越利益剰余金			
				別 積 立 金	途 越 利 益				
平成26年4月1日 期首残高	2,901	4,421	245	1,768	△860	1,153	△350	8,124	
会計方針の変更による 繰上の影響額					1	1		1	
会計方針の変更を反映した 平成26年4月1日 期首残高	2,901	4,421	245	1,768	△859	1,154	△350	8,126	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					△21	△21		△21	
別途積立金の取崩				△1,400	1,400	—		—	
当期純利益					204	204		204	
自己株式の取得							△1	△1	
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△1,400	1,583	183	△1	181	
平成27年3月31日 期末残高	2,901	4,421	245	368	723	1,337	△351	8,308	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等	換算 合計	
平成26年4月1日 期首残高	337	0		338	8,463
会計方針の変更による 繰上の影響額					1
会計方針の変更を反映した 平成26年4月1日 期首残高	337	0		338	8,465
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△21
別途積立金の取崩					—
当期純利益					204
自己株式の取得					△1
株主資本以外の 項目の事業年度中の変動額(純額)	163	△0		163	163
事業年度中の変動額合計	163	△0		163	345
平成27年3月31日 期末残高	501	0		502	8,810

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券………時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………定率法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～47年

構築物 6～60年

機械及び装置 5～8年

(2) 無形固定資産………定額法によっております。

(リース資産を除く) ただし、ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を 採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権および破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、過去の支給実績を勘案し当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理の方法

数理計算上の差異については、発生時に全額を処理しております。

4. 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. ヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建債務および外貨建の予定取引
 - (3) ヘッジ方針
社内規程に従い、通常の輸出入取引に伴う為替相場の変動によるリスクを軽減するために、為替予約を行っております。為替予約については、実需の範囲内で行うこととしております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。
6. 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
7. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当事業年度より、「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更したほか、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から単一の加重平均割引率へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用(投資その他の資産のその他に含めて表示)が2百万円増加し、繰越利益剰余金が1百万円増加しております。なお、これによる当事業年度の損益、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および対応する債務

有形固定資産	2,090百万円
投資有価証券	824百万円
計	2,915百万円
上記に対応する債務	
長期借入金	480百万円

(1年内返済予定分を含む)

(注) 上記の担保に供している投資有価証券のうち127百万円は、関係会社日本エコロジー株式会社の借入金のための担保として提供しております。

- | | |
|-------------------------------------|-----------|
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | 23,827百万円 |
| 3. 保証債務 | |
| 以下の関係会社の金融機関からの借り入れに対し債務保証を行っております。 | |
| 日本エコロジー株式会社 | 425百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 178百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,400百万円 |
| 短期金銭債務 | 12百万円 |
| 5. 偶発債務 | |

船舶火災による訴訟の件

平成16年10月に、当社製品を積載し地中海を航行していた船舶に火災が起こり、積荷や船体に損害が発生いたしました。当該船舶で輸送されていた他の貨物の荷主、荷主を保険代位した保険会社と船会社等（以下、「原告ら」）が当社を被告として、損害賠償請求訴訟等を提起して争っております。

平成25年5月27日に東京地方裁判所にて原告らの請求を棄却する判決が下されましたが、平成26年10月29日に第二審の東京高等裁判所では、当社に対して約11億22百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員を支払えという判決がなされました。当社としましては、本判決は承服しがたいものであり、当社の主張の正当性が認められるべく平成26年11月5日に最高裁判所へ上告いたしました。

当社は、当社製品について、既に何度も同様の海上輸送がなされてきましたが、今まで、本件のような船舶火災を経験したことはなく、現時点では、火災の具体的原因やこれに対する当社製品の関連性などの事実関係は未だ明らかとなっておらず、本訴訟の最終帰結につき予測することはできません。

また、原告らは当該船舶火災に関して、当社製品を海外に輸出した商社を被告として、当社に対するものと同じ内容の損害賠償請求訴訟等を提起しています。当該訴訟においては、平成22年7月に第一審の東京地方裁判所の判決で原告らの請求が棄却されましたが、平成25年2月に第二審の東京高等裁判所では、被告の商社に対して約8億86百万円の認容額およびこれに対する平成16年10月20日から各支払済まで年5分の割合による金員を支払えという判決がなされ、商社が上告し現在最高裁判所で係争中です。

なお、商社は当社と商社との間の法的責任関係を明らかにするため、当社に対し平成26年9月12日に約13億38百万円およびこれに対する平成26年9月12日から支払済まで年6分の割合による金員を請求する訴訟を提起しています。

このため、今後の訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点において当社の損失額を合理的に見積もることはできない状況であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との主要な取引高

営業取引による取引高	
売上高	161百万円
仕入高	512百万円
営業取引以外の取引による取引高	106百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式

655,796株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
たな卸資産	50百万円
賞与引当金	42百万円
その他	8百万円
繰延税金資産小計	102百万円
評価性引当額	△102百万円
繰延税金負債との相殺	—
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	0百万円
繰延税金負債小計	0百万円
繰延税金資産との相殺	—
繰延税金負債の純額	0百万円

(2) 固定の部

繰延税金資産	
減価償却費	5百万円
有価証券評価損	34百万円
減損損失	378百万円
ゴルフ会員権評価損	27百万円
関係会社株式評価損	63百万円
繰越欠損金	1,015百万円
その他	123百万円
繰延税金資産小計	1,648百万円
評価性引当額	△1,648百万円
繰延税金負債との相殺	—
繰延税金資産の純額	—
繰延税金負債	
前払年金費用	111百万円
その他有価証券評価差額金	207百万円
繰延税金負債小計	318百万円
繰延税金資産との相殺	—
繰延税金負債の純額	318百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率および事業税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.42%から33.02%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.22%となります。この税率変更により、法人税等調整額が110万円、流動負債の繰延税金負債が0百万円（流動負債の「その他」に含めて表示）、固定負債の繰延税金負債が310万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が200万円、繰延ヘッジ損益が0百万円、それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、分析機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引の内容	取引の金額	科目	期末残高
子会社	日本エコロジー株式会社	所有 直接 100.0%	資金の貸付 設備等の賃貸 債務保証 担保提供	貸付資金の回収 (注) 2	125	短期貸付金および長期貸付金	1,500
				利息の受取 (注) 2	45	—	—
				子会社債権放棄 (注) 3	42	—	—
				債務保証 (注) 4	425	—	—
				担保提供 (注) 5	325	—	—
関連会社	DAITO-KISCO Corporation	所有 直接 50.0%	製品の販売 原料の仕入 役員の兼任 2名	製品の販売 (注) 2	157	売掛金	56
				原料仕入 (注) 2	18	買掛金	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

- (1) 製品の販売、原料の仕入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
- (2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し実施しております。

3. 当社は日本エコロジー株式会社の連結法人税個別帰属額の一部を債権放棄しております。
4. 当社は日本エコロジー株式会社の借入金に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。
5. 日本エコロジー株式会社の銀行借入に対して投資有価証券を当社が担保として提供しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	820円05銭
2. 1株当たり当期純利益	19円03銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

ダイトーケミックス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増田明彦	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	堀裕三	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ダイトーケミックス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイトーケミックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

ダイトーケミックス株式会社

取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 明彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀 裕三 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイトーケミックス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および新日本有限責任監査法人から、当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討をいたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

ダイトーケミックス株式会社 監査役会

常勤監査役 佐 京 豊 治 ㊞

社外監査役 草 尾 光 一 ㊞

社外監査役 飯 田 健 一 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は健全な企業運営に努めると共に、企業価値を高めることによって、株主の皆様にも利益還元を図っていくことが最も重要であると考えております。

剰余金の配当につきましては、安定的な配当を念頭に置き、総合的に勘案して行うこととしております。

この配当方針と今後の事業展開等を勘案して、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金3円 配当総額32,232,612円

なお、当期の年間配当金は1株につき3円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 取締役5名選任の件

現在の取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な地位、担当および兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ながまつしんいち 永松真一 (昭和31年4月10日生)	昭和56年3月 当社入社 平成17年3月 DAITO CHEMIX (CHINA) CO., LTD総経理 平成21年6月 当社取締役執行役員 管理部長・経営企画室担当 平成23年4月 当社取締役執行役員管理部長 平成25年4月 当社取締役執行役員 管理部担当 平成26年6月 当社取締役常務執行役員 管理部担当（現任）	57,000株
2	ねづきんいちろう 根津欽一郎 (昭和32年6月15日生)	平成4年3月 当社入社 平成21年6月 当社取締役執行役員 営業部長・資材部担当 平成25年4月 当社取締役執行役員 営業部・資材部担当（現任）	22,000株
3	※ やまだもとあき昭 山田基昭 (昭和36年10月12日生)	昭和62年3月 当社入社 平成19年10月 当社技術開発部長 平成21年6月 当社執行役員技術開発部長 平成22年10月 当社執行役員 技術開発センター長（現任）	13,000株
4	※ さかもとこういち 坂本晃一 (昭和35年12月15日生)	昭和59年4月 当社入社 平成17年4月 当社資材部長 平成18年3月 DAITO CHEMIX (CHINA) CO., LTD総経理 平成21年4月 当社資材部長（現任）	1,000株

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	※ なかむらあつこ 中村あつ子 (昭和33年9月4日生)	昭和57年4月 株式会社ヤラクス館入社 昭和61年2月 アン企画創業 平成元年2月 株式会社アンティム代表取締役 平成21年4月 大阪府都市魅力創造局副理事 兼都市魅力課長 平成23年9月 大阪府立大学観光産業戦略研究所 客員研究員(現任) 平成24年4月 株式会社ハル取締役副社長(現任) 株式会社都市魅力研究所代表 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ハル取締役副社長 株式会社都市魅力研究所代表取締役 大阪府立大学観光産業戦略研究所客員研究員	0株

- (注) 1. ※は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 中村あつ子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中村あつ子氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営を含めた幅広い知見と経験を当社の経営に反映していただくため選任をお願いするものであります。
5. 当社は、中村あつ子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
6. 中村あつ子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役草尾光一氏および飯田健一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な地位兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くさおこういち 草尾光一 (昭和35年3月7日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成2年4月 第一法律事務所入所 平成23年6月 当社監査役(現任) 平成24年10月 草尾法律事務所開設(現任) 平成27年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授(現任) (重要な兼職の状況) 草尾法律事務所弁護士 大阪市立大学法科大学院特任教授	6,000株
2	い飯だけんいち 飯田健一 (昭和38年4月2日生)	昭和63年10月 太田昭和監査法人(現新日本有限責任監査法人)入社 平成4年3月 公認会計士登録 平成9年10月 飯田会計事務所開設(現任) 平成9年12月 税理士登録 平成23年6月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 飯田会計事務所公認会計士・税理士 横山製薬株式会社社外監査役 株式会社セカンドオフィス社外監査役 株式会社タカチホ社外監査役 勝英電機株式会社社外監査役 関西超硬合金株式会社社外監査役	4,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 草尾光一氏および飯田健一氏は、社外監査役候補者であり、候補者とした理由は次のとおりであります。
- (1) 草尾光一氏は、監査役としての人格と見識を持ち、略歴に記載の弁護士としての経験を踏まえた幅広い視野を、当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。

- (2) 飯田健一氏は、監査役としての人格と見識を持ち、略歴に記載の公認会計士、税理士としての経験を踏まえた幅広い視野を、当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
- (3) 両氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
3. 当社は、草尾光一氏および飯田健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。草尾光一氏および飯田健一氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、草尾光一氏および飯田健一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区城見二丁目1番61号
ツイン21 MIDタワー20階 第8会議室



交通ご案内

- J R環状線、東西線「京橋」駅西口より徒歩約5分
- 京阪電鉄「京橋」駅片町口より徒歩約5分
- 地下鉄長堀鶴見緑地線「大阪ビジネスパーク」駅④番出口より徒歩約3分

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承くださいませようお願い申し上げます。